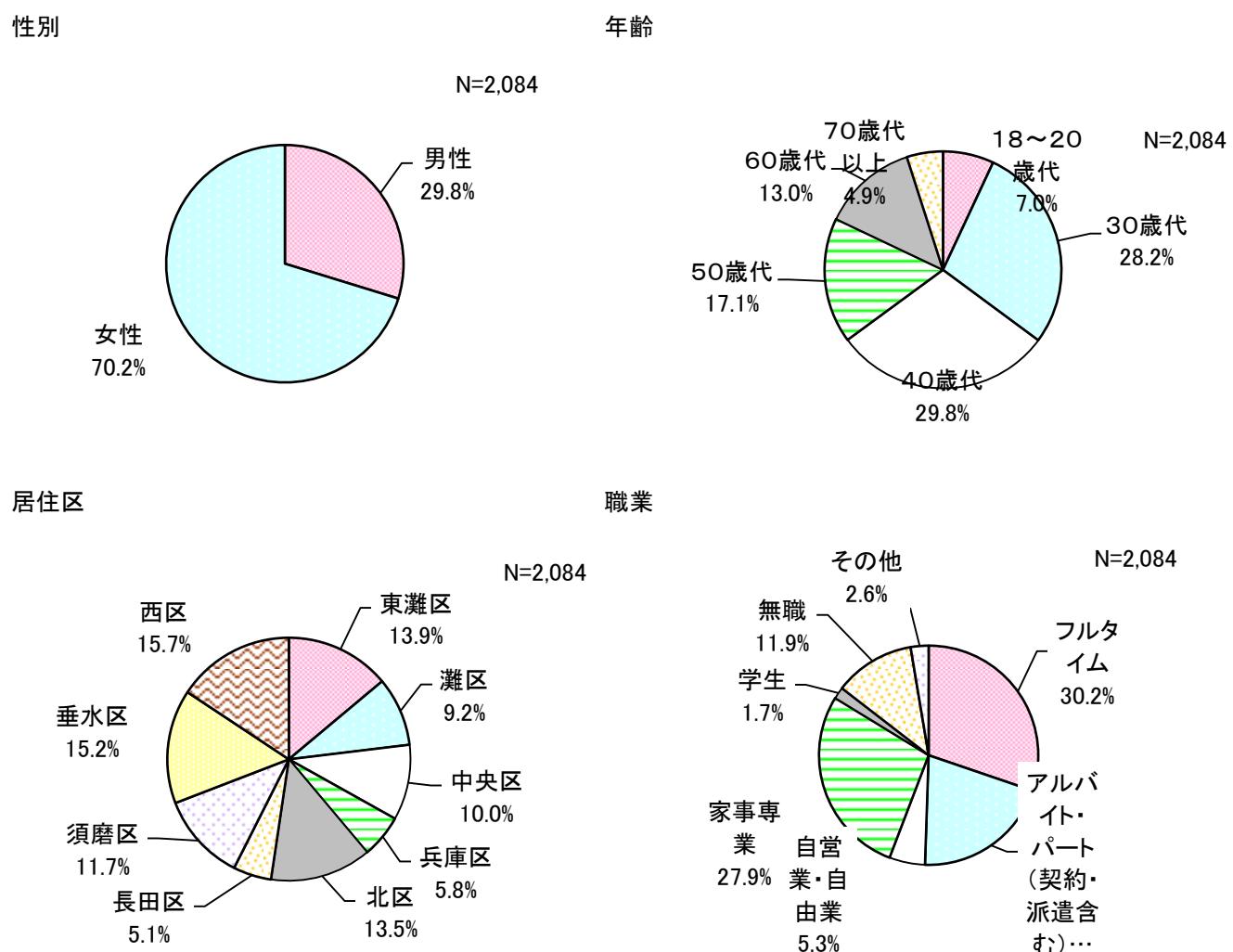


参考資料2

神戸市ネットモニター調査結果（28年度）

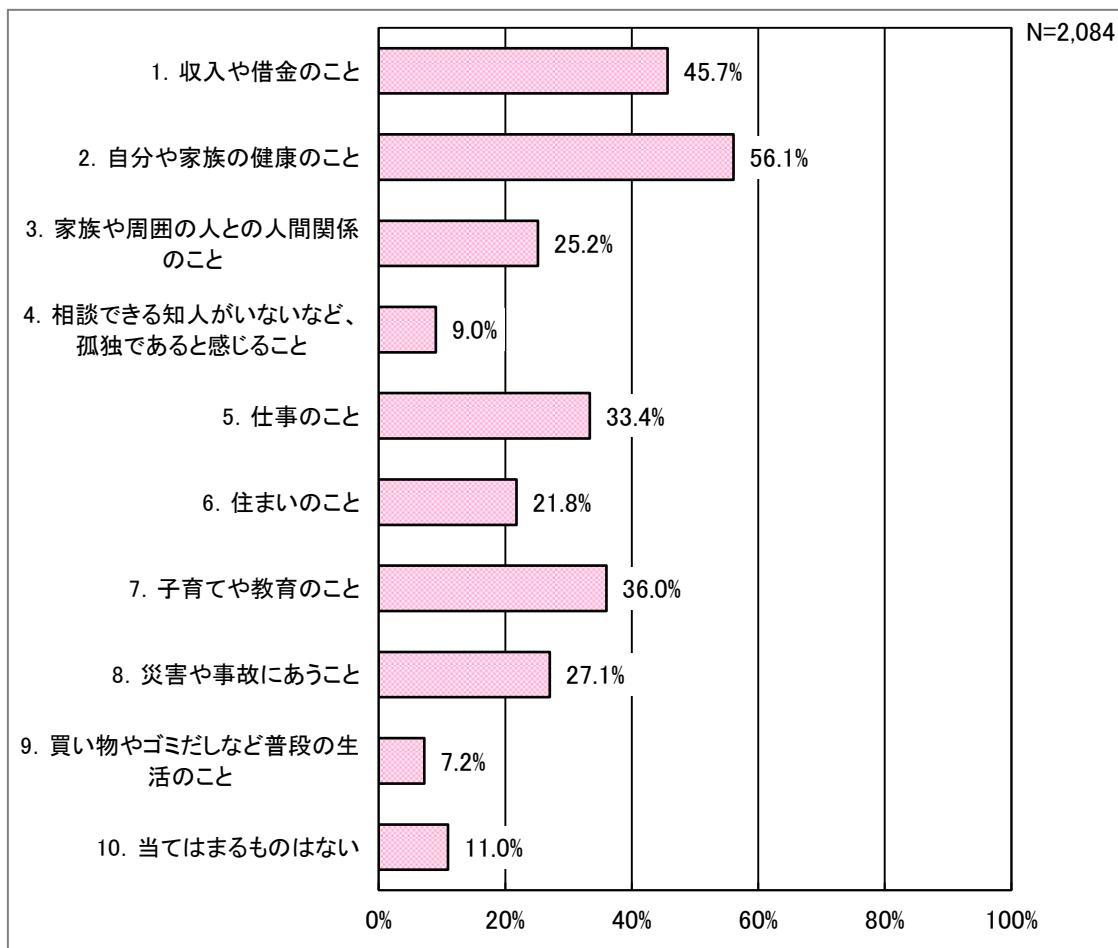
テーマ	多様な人材が暮らしやすい環境づくりについて
調査期間	平成28年8月4日～17日
対象モニター数	3,025名
回答モニター数	2,084名（回答率68.9%）



<市民福祉に関する行動・意識調査について>

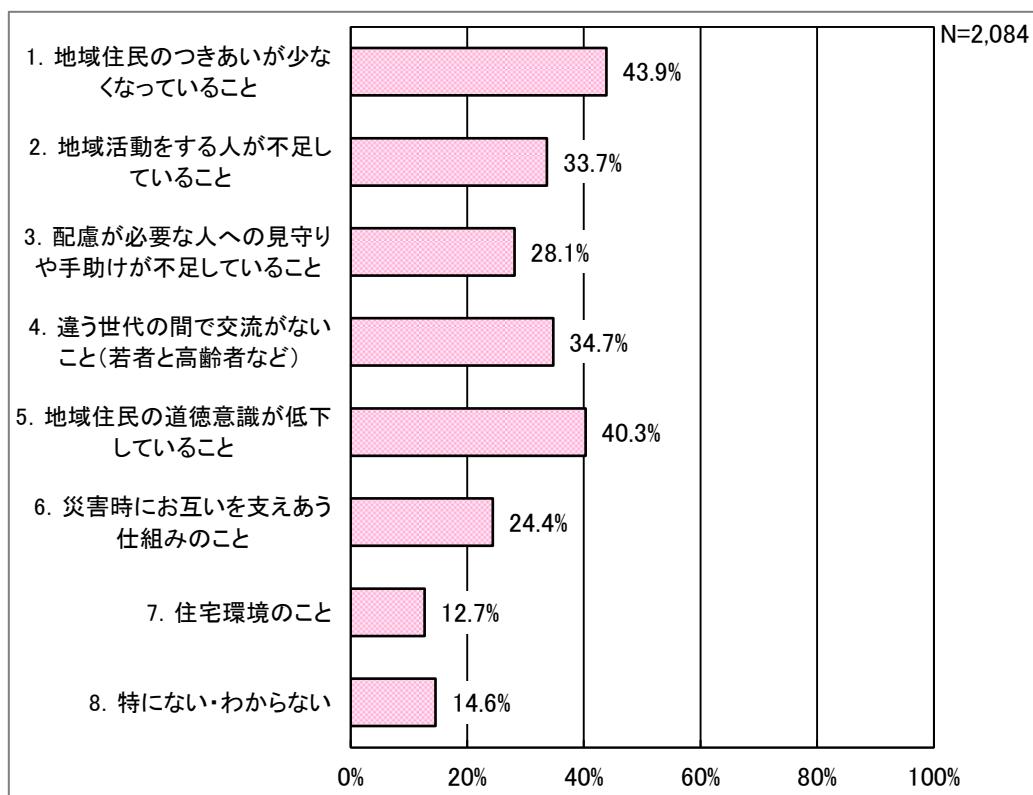
問10

あなたは現在不安に思ったり、困ったりしていることがありますか（すべて選択）。



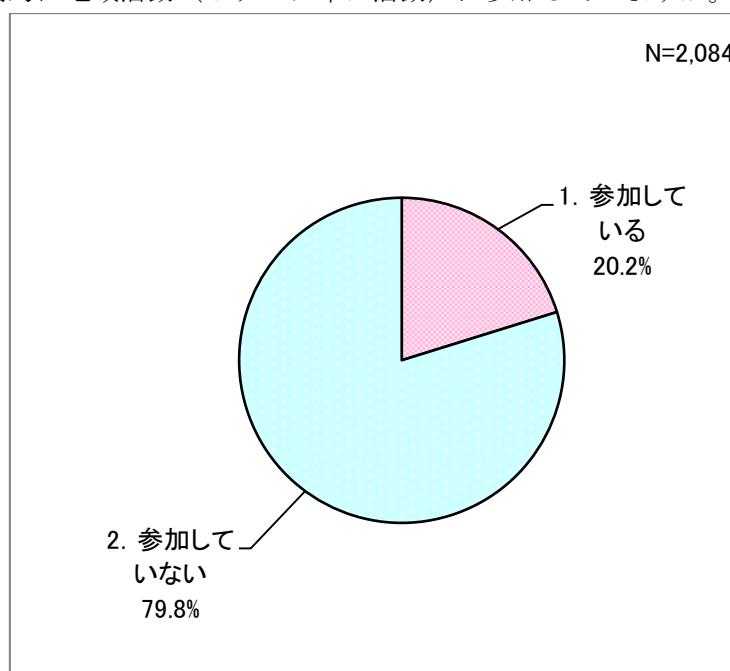
問 1 1

あなたの地域における福祉の問題は何だと思いますか（すべて選択。）



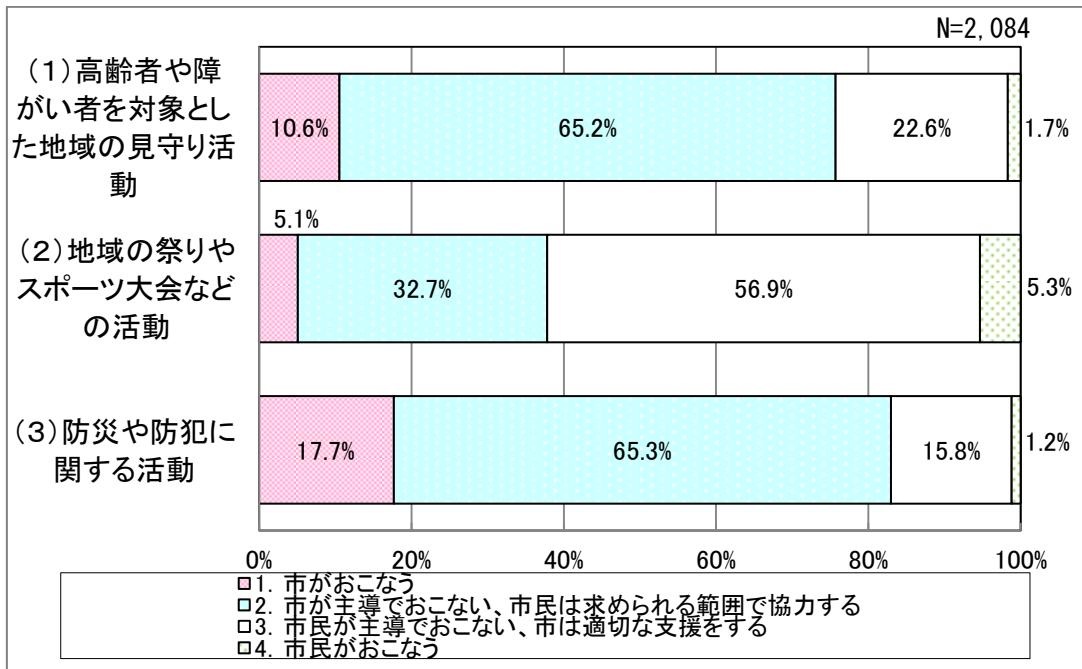
問 1 2

あなたは、定期的に地域活動（ボランティア活動）に参加していますか。



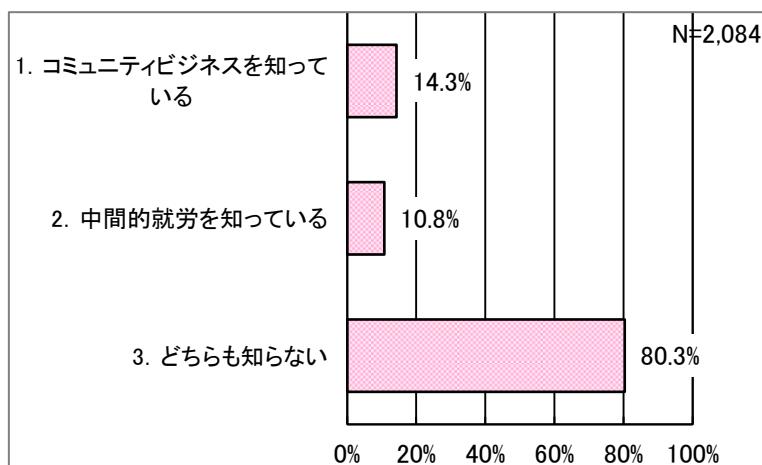
問13

次の（1）～（3）の地域活動について、あなたのお住まいの地域でおこなう場合、主に市民と市のどちらが行うべきだと思いますか。



問14

近年、「コミュニティビジネス」や「中間的就労」など様々な形での仕事や働き方が地域において増えてきています。あなたはこれらについて知っていますか（すべて選択）。



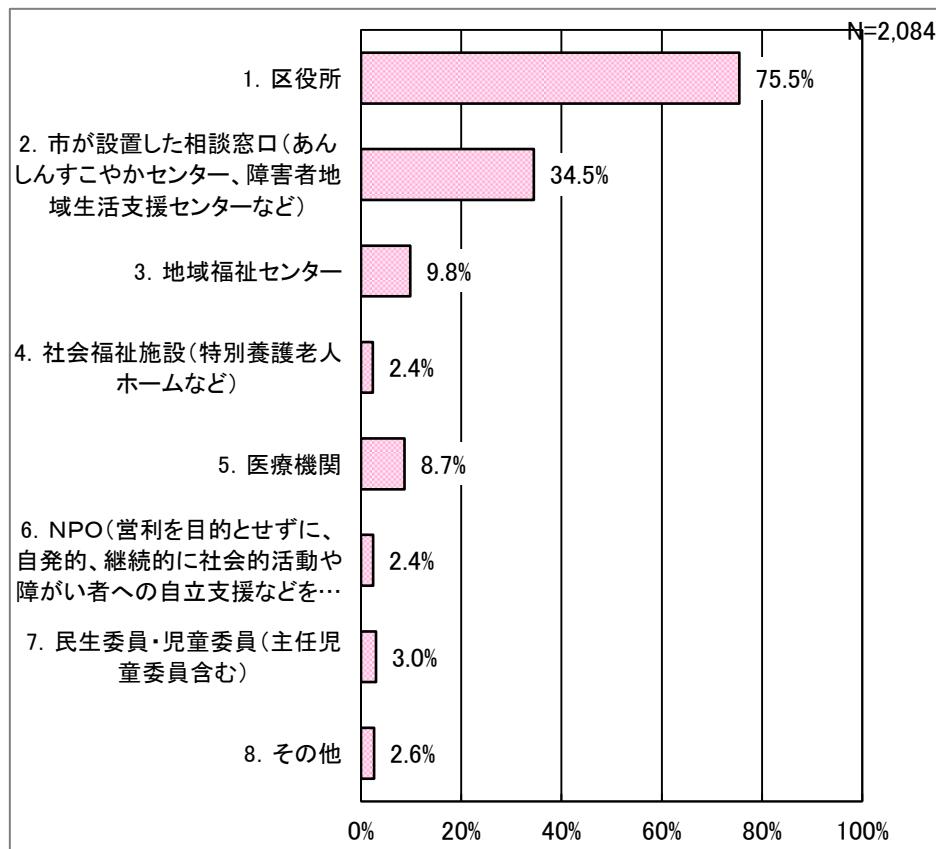
(参考)

○コミュニティビジネスとは様々な地域課題を、事業性のある（ビジネスの）手法で解決する事業活動。

○中間的就労とは一般的な就労が困難な人に対して、企業・NPO・社会福祉法人等が協力し提供する働く場や訓練の場。

問15

神戸市では、高齢者や障がい者、子育てなど各種の福祉に関する相談窓口を設置しています。あなたは福祉に関する相談はどこに行きますか。

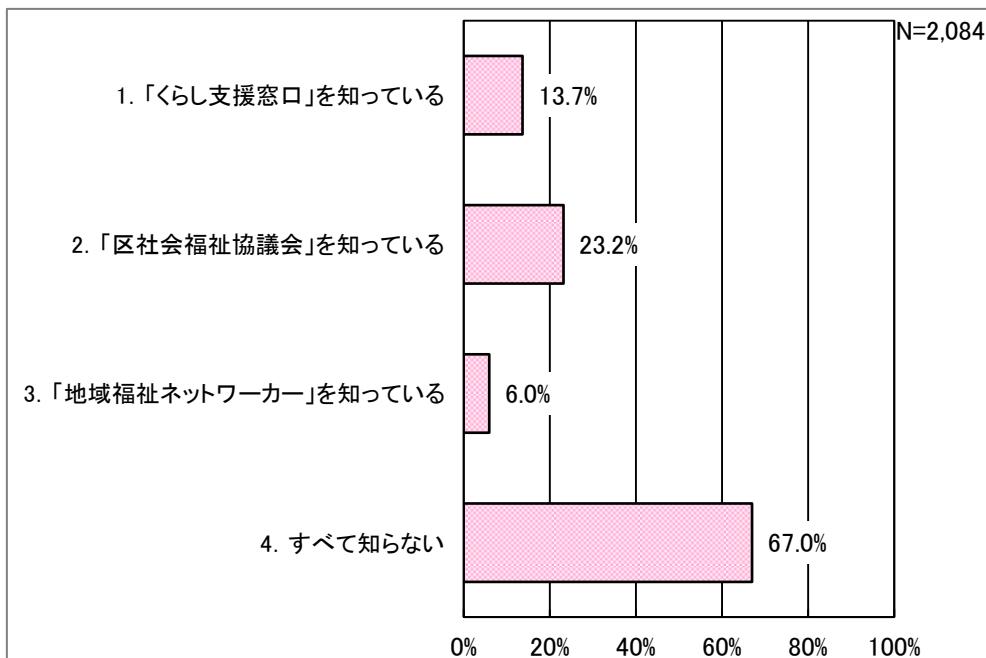


(参考) 福祉に関する相談窓口 (例)

- ・高齢者に関する相談・・・各区役所保健福祉部健康福祉課、あんしんすこやかセンター（市内 75ヶ所、在宅介護の相談や保健福祉サービスの手続きができる総合窓口）
- ・障がい者に関する相談・・・各区役所保健福祉部健康福祉課、障害者地域生活支援センター（市内 14ヶ所、地域で生活するための相談窓口）
- ・子育てに関する相談・・・各区役所保健福祉部 こども家庭支援課、こども家庭センター（市内に 1カ所、子どもに関する相談窓口）
- ・地域における身近な相談・・・地域福祉センター（概ね小学校区に 1カ所）

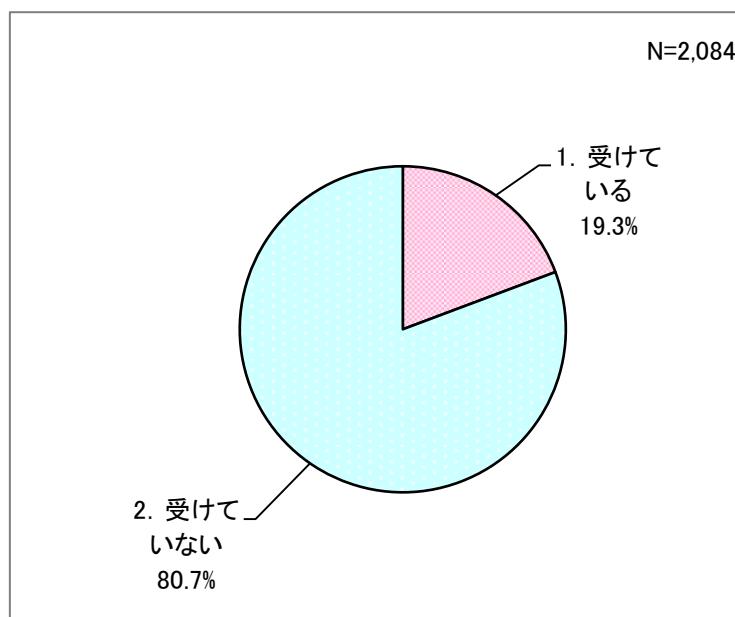
問16

神戸市では平成27年度より新たに区役所に「くらし支援窓口」を設置し、年齢や世帯構成に関わらず、生活に困っている人から幅広く相談を受けています。また、各区社会福祉協議会に配置されている「地域福祉ネットワーカー」は様々な職種や団体のネットワークを築きながら、地域の課題を解決する活動をしています。あなたは、「くらし支援窓口」や「地域福祉ネットワーカー」、「区社会福祉協議会」を知っていますか（すべて選択）。



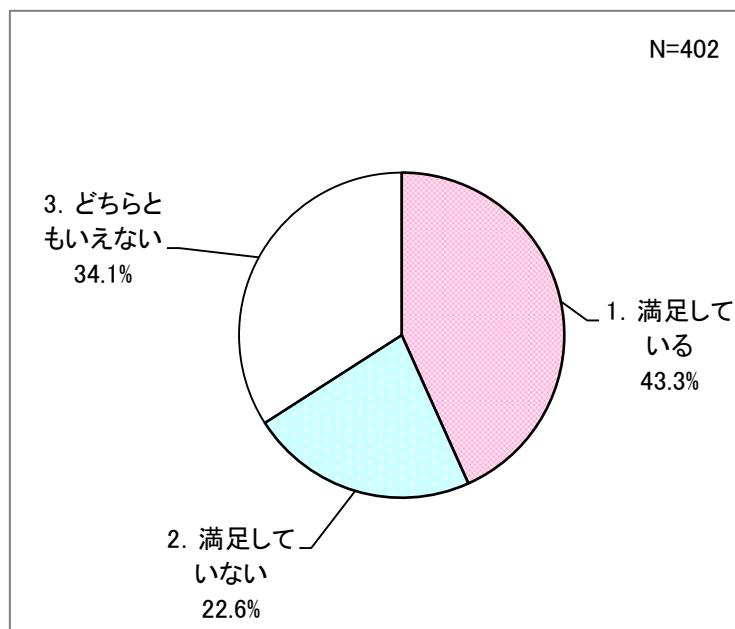
問17

あなたやあなたの家族は今、保健福祉サービス（介護保険サービス、障害福祉サービス、保育所、学童など）を受けていますか。



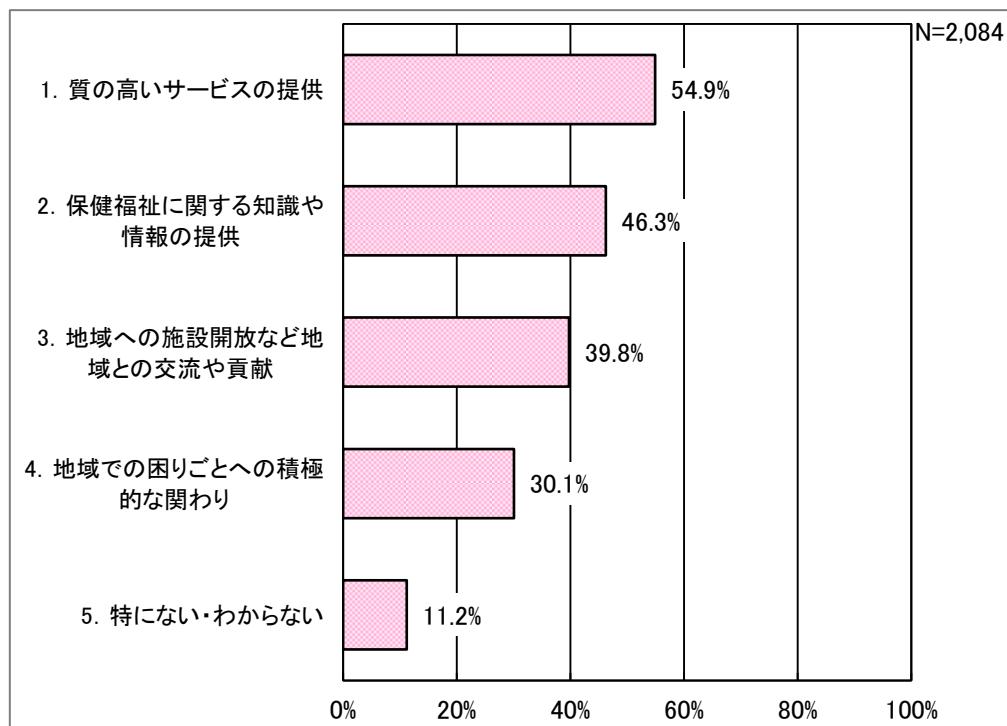
問17－1 <保健福祉サービスを受けている方>

サービスに満足していますか。



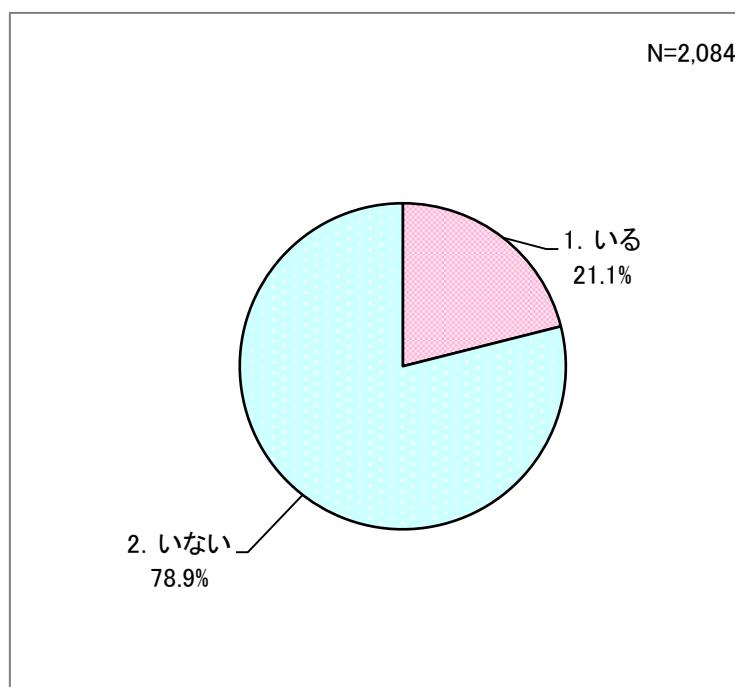
問18

地域の福祉を充実させるため、保健福祉サービスを提供する事業者（老人ホーム、障がい者施設、保育所など）にどのような役割を求めますか（すべて選択）。



問19

平成25年4月に神戸市では災害時要援護者※（以下、「要援護者」という）の支援に関する条例が定められています。条例では、災害時に1人でも多くの方を助けるために、平常時から要援護者への支援の取組みを希望する地域の支援団体に対し、市が保有する要援護者情報を提供する仕組み等を規定しています。情報を提供する際は、同意（みなし同意含む）に基づく方式をとっています。
あなたやあなたの家族に災害時要援護者の対象となる方はいますか。

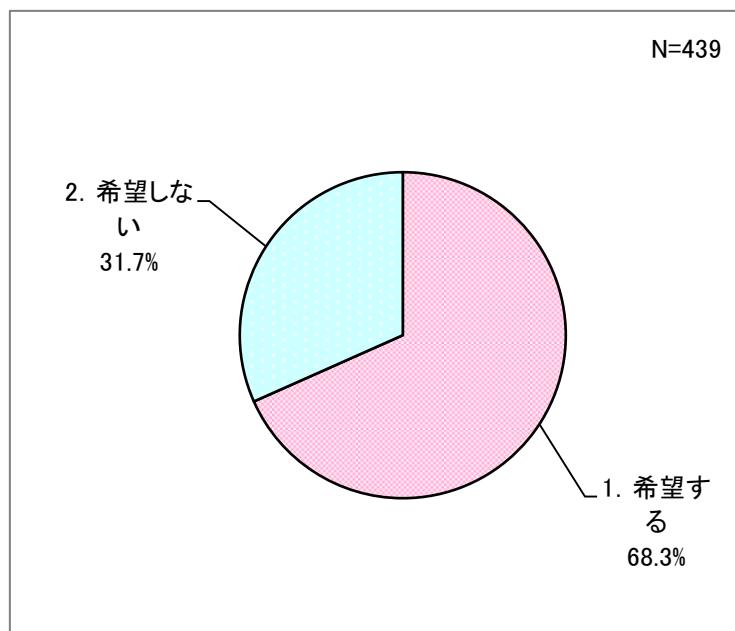


※災害時要援護者とは

災害時に安全な場所への避難や避難場所での生活において周りの助けを必要とする方。
介護保険の認定を受けている人、各種障害者の手帳を持っている人、単身の65歳以上の人、同居している人全てが75歳以上の人、グループホームで暮らしている人、難病の人・乳幼児・妊産婦のほか災害時に自力での避難が難しい方

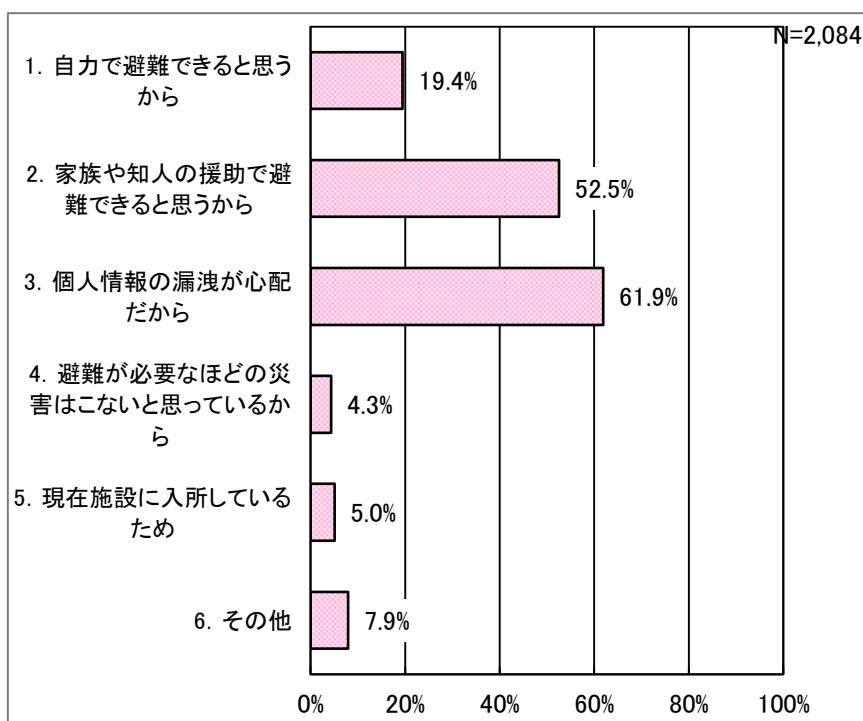
問19－1 <災害時援護者の対象がいる方>

災害時に地域の支援団体から避難などの支援を受けるため、あなたやご家族の情報を地域の団体に提供することを希望しますか（地域の支援団体は、神戸市と守秘義務などの協定を結んでいます）。



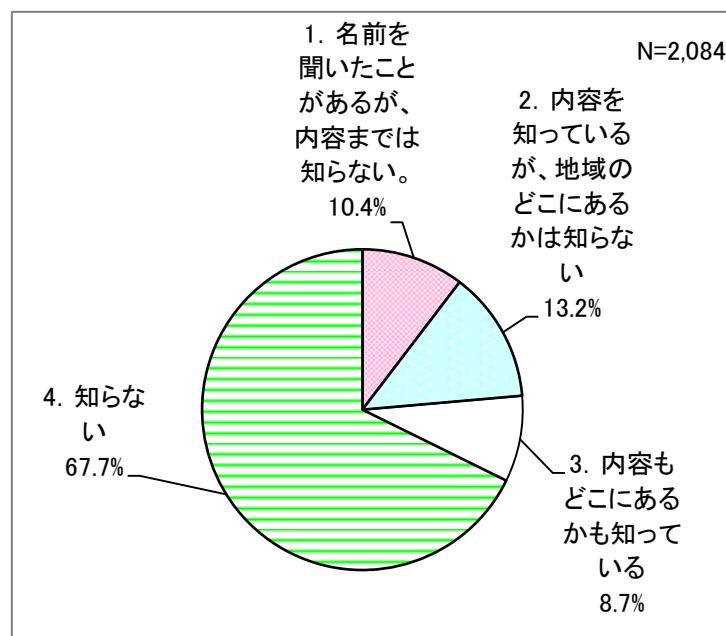
問19－2 <希望しない方>

希望しない理由は何ですか（すべて選択）。



問20

あなたは「福祉避難所」を知っていますか。



(参考) 福祉避難所とは

高齢者や障がい者など、小・中学校などの指定避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人に対して、2次的避難所として開設すると市が指定した施設。